

平成28年第10回教育委員会定例会

開会年月日 平成28年5月27日(金)
場 所 上石神井小学校

出席者 教育委員会 教育長 河 口 浩
同 委 員 外 松 和 子
同 委 員 安 藏 誠 市
同 委 員 長 島 良 介
同 委 員 坂 口 節 子

議 題

1 議案

- (1) 議案第43号 練馬区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則
- (2) 議案第44号 教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案に関する意見について

2 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画(素案)の撤回・見直しを求める」陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継続審議〕
- (9) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (10) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕

3 報告

(1) 教育長報告

練馬区の「これから」を考える～区政の改革に向けた資料～に寄せられた意見と区の考え方について

(仮称)区政改革計画(素案)について

区立学校の適正規模および適正配置の検討について

平成28年度区立幼稚園・小中学校の園児・児童・生徒数および学級数等について

学校給食費未納金訴訟の結果について

平成28年度練馬区立中学校生徒海外派遣概要について

区立学童クラブ在籍・待機児童数について

平成28年度学童クラブ待機児童の夏季休業期間中の緊急受入について

平成28年度夏休み居場所づくり事業の実施について

保育所等在籍・待機児童数について

保育所待機児童ゼロ作戦の実施について

その他

練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について

「練馬区における幼保小連携の推進について」の配付について

その他

4 視察

(1) 上石神井小学校における授業

開 会 午前 10時00分
閉 会 午前 11時34分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	大 羽 康 弘
こども家庭部長	堀 和 夫
教育振興部参事教育総務課長事務取扱	櫻 井 和 之
教育振興部教育施策課長	中 島 祐 二
同 学務課長	山 崎 泰
同 施設給食課長	吉 川 圭 一
同 教育指導課長	芝 田 智 昭
同 副参事(教育政策特命担当)	金 木 圭 一
同 学校教育支援センター所長	風 間 康 子
同 光が丘図書館長	桑 原 修
こども家庭部子育て支援課長	鳥 井 一 弥
同 こども施策企画課長	橋 間 亮 二
同 保育計画調整課長	近 野 建 一
同 青少年課長	加 藤 信 良

同 練馬子ども家庭支援センター所長 宮原 恵子

会議に欠席した者の職・氏名

こども家庭部保育課長 田中 裕太

教育長

ただいまから平成28年第10回教育委員会定例会を開催する。本日は、上石神井小学校の家庭科室をお借りして、出前教育委員会として行う。学校の皆様にはご協力いただき、ありがとう。

また、本日は、案件の最後に視察と、午後1時35分から体育館において児童の皆さんとの意見交換会を予定している。進行については各委員のご協力をお願いする。

こども家庭部長

本日、保育課長については、欠席をさせていただく。よろしく願います。

教育長

では、案件に沿って進めさせていただく。本日の案件は、議案2件、陳情10件、教育長報告12件、視察1件である。

(1) 議案第43号 練馬区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

教育長

初めに議案である。議案第43号、練馬区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について、資料1が出ている。この議案について説明をお願いする。

光が丘図書館長

資料に基づき説明

教育長

各委員のご意見、ご質問をいただきたいと思う。いかがか。

坂口委員

ビデオテープの劣化は当然なのだが、それを徐々にDVD化することになっているのか。

光が丘図書館長

現在、新たにDVDを購入する手順を進めている。4月から予約と貸出しができるように、今、準備を進めているところである。

坂口委員

絶対そうなるべきだと思う。

教育長

ほかに、どうぞ。

外松委員

これは利用者へのサービスの充実、拡大のため、このような一部の規則を改正することなので、私もこれでよいと思う。

教育長

ほかに、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

では、この辺でまとめたいと思う。議案第43号については、「承認」でよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、議案第43号については「承認」とする。

(2) 議案第44号 教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案に関する意見について

教育長

次の議案である。議案第44号、教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案に関する意見について。この議案について資料2の説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

杉並区の選挙管理委員が、病気で長期間、選挙管理委員会に出席できなかったにもかかわらず、ずっと全額報酬を受け取っていたということが裁判になった。最高裁で結論が出たということもあり、また、住民感情からいっても、やはり、その辺はきちんとす

べきだろうということで、練馬区だけではなく、おそらく23区全部がこの改正を行っている。常識的な改正であると思っているのだが、何か、ご意見はあるか。

例えば、練馬区では月に2回定例会を行っているが、教育委員が定例会にちゃんと2回出席して、きちんと教育委員としての職責を果たしたその後に1週間病気になった場合や、あるいは月の最後の1日だけ病気をした場合にも、やはり日割りにになってしまうのか。その場合は大丈夫なのか。職責を果たさないということにはならないと考えるが、どうか。

教育総務課長

この後も、なかなか復職、復帰ができない、会議に出席できないというような状況があった場合という形になるかと思う。その判断は、診断書等を医者からもらって、それで判断していく。個々具体的に、1件1件判断していく形になるかと思う。

教育長

何かご質問、ご意見はあるか。

長島委員

そうすると、定例会でないときに病気で入院した場合は、診断書を出す必要があるということか。

教育総務課長

病気の状況等にもよると思うが、家にいても教育委員としての職責はさまざまある。例えば、検定本を見なければいけないなど、いろいろやっていただいていると思うので、先ほど申し上げたように意識障害等により職務遂行能力が全くなってしまったような状況を想定している。基本的には、今後も教育委員会に出てこれられないような状況を指す。

杉並区の事例は、かなり極端な事例だと思っている。今、情報を持っていないのだが、何カ月もの間、選挙管理委員として職務を果たせない状況の中で、その状況のある程度わかっていながら支給していたという事実もあるようだ。通常であれば、直ちに診断書を出していただくべきと考える。

教育長

このようなことにならないよう、規定をきちんと整備しておくべきだと思う。実際の運用の中ではいろいろあると思うし、事例を積み重ねるしかないのかとは思っている。それでよろしいか。

それでは、議案第44号については、「承認」でよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、議案第44号については、「承認」とする。

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画（素案）の撤回・見直しを求める」陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画（素案）の抜本的見直しを求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画（素案）の撤回を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継続審議〕
- (9) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (10) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕

教育長

次に、陳情案件だが、継続審議中の10件については、事務局より新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。したがって、本日は全て「継続」としたいと思うがよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただきます。

練馬区の「これから」を考える～区政の改革に向けた資料～に寄せられた意見と区の考え方について

（仮称）区政改革計画（素案）について

区立学校の適正規模および適正配置の検討について

平成28年度区立幼稚園・小中学校の園児・児童・生徒数および学級数等について

区立学童クラブ在籍・待機児童数について

平成28年度学童クラブ待機児童の夏季休業期間中の緊急受入について

保育所等在籍・待機児童数について
保育所待機児童ゼロ作戦の実施について
その他

練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について
「練馬区における幼保小連携の推進について」の配付について
その他

教育長

次に、教育長報告である。本日は、12件ご報告する。
それでは、報告の番について願います。また、報告の番も関連する内容である
ので、あわせて説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

区政改革はずっと行ってきたが、今回、区政改革のこの新しい素案ができたということ
でご報告させていただいた。まず、昨年12月に発表した区政の改革に向けた資料の
パブリックコメントの結果が出たということが1つ、そして、また新しく、それを踏ま
えて区政改革計画（素案）というものをつくった。その素案の内容の説明を、今、して
いただいた。今後、素案については、またパブリックコメントを行い、あるいは、説明
会等を開いて意見をいただいた上で、10月には計画を公表する、という流れである。

教育委員会に関わる部分も随分あるので、ぜひご意見、ご質問があればお寄せいただ
きたいと思う。今、申し上げた資料1から3までの間で、いかがか。

保育園と学童クラブの待機児童については、後で報告させていただくので、それ以外
でお願いしたい。

外松委員

全体的な感想になるが、この素案の一番最初のところに記載されているように、今回
みどりの風吹くまちビジョンを具体的にしていくのだということを、いろいろな施策を
通してとても感じる。「区のサービスのあり方や、協働の仕組みをめぐる問題は、区役所
の机の上ではなく、区民の皆さんのそれぞれの生活の現場にあるものである」というこ
の言葉で区政改革への練馬区の熱い思いが伝わってくると思った。

また、直接子育てには関係ないのだが、財源ということで関係があると思うが、区民
サービスをいろいろな面で行っていくわけで、その財源についても課題が提起されてい
て、改革の視点の1つとしてメッセージ性があると感じている。それと、先ほど説明し
ていただいたが、特に子育てについてたくさんの意見をいただいている。ご自分が子育
てにかかわっているかどうかにかかわらず、多くの方たちが子育てについて関心を持っ
ているということが、この資料から大変よく伝わってきた。

教育長

ありがとう。ほかの皆さんはいかがか。感想でも結構である。

素案を見ていると、内容によっては方針の方向性を出す表現をしているものから、細かく具体的なものまであって、バランス的にどうなのかということは確かにある。

昨日も実は区政改革推進会議という、外部の人たちが入った会議があって、そこでも同じようなことを言われた。素案に掲げたものを具体化するには別の手法、例えばアクションプランの見直しのときにそれを入れ込むなど、もう少し細かい計画をつくっていかなければならないと思っている。いずれにしても、区政改革の方向性はこれをごらんいただくと明らかになると思う。

外松委員

学校や幼稚園などの適正配置に関しては、この教育委員会でも何年にもわたって課題とされてきたが、参考資料3の28ページ一番下の〈統合・再編〉というところでは、これから具体的に取り組む方向性も示されている。跡地も含め、学校の施設をお金もかけずに区民の皆さんにどうやって使ってもらうか、複合的な視点も考えて、どうやって学校施設を活用していくかということも、まずはしっかりと考えていかなければならないと思っている。

教育長

この点については、アクションプランの中でも学校施設総合管理計画をつくっていく。ここに掲げられた統合・再編など、跡施設あるいは施設の活用の部分については、その計画の中で具体的にあらわれてくると思っている。同時並行でこの計画をつくっていかなければならない。

当然、教育委員会のこの場でも議論をしていただくことになると思うのでよろしくお願ひする。

ほかに、いかがか。

長島委員

このたびの具体化に向けていくに当たって、ほんとうの意見を持っている方は地域で粛々と活動にかかわっている方だと思う。そういった方はあまり大きな声は出さないとと思うので、できるだけそういった方の意見を吸い上げていくような取組があつてほしいと思う。

教育長

ありがとう。特に、今、これは区民参加を前面に出してつくっている。今、長島委員がおっしゃったように、いかに地域の中で活躍している人たちの声を吸い上げていくことができるかが、この区政改革のポイントになると思う。その辺をどうやっていくかは確かに大きなところである。

坂口委員

私も同じように、参考資料3の6ページの方策1の「区民参加と協働の区政に取り組む」という項目が、一番ぴったりと、積極的に受け止めたことである。区民参加と協働を進めるということ、これまで以上にはっきりさせるということは、大きな点となる。私が活動しているところに区の担当の方が会いに見えたり、見学に来られたりして昔と風向きが変わったという感じはすごくする。

また、今の学校の跡施設活用が一番区民によく見えるものだ。皆さんの合意により、学校がなくなることは、地域の人たちにとって大きな喪失感になり得る。しかし、逆に跡施設が形を変えていかされるのであれば、それもありがたいという賛同が得られるような改革にしてほしいと思っている。

教育長

ありがとう。ほかに、いかがか。

長島委員

ちょっと重複するかもしれないが、先日、南大泉のほうでスプリングフェスタという3,000人ぐらいが参加する交通公園でのお祭りがあった。区の方がたくさん参加され、最後の打ち上げまで参加していただき、積極的にかかわっていただいたのがとてもよいと思った。ほかの面でも一緒になってやっていただけると、大変さが理解していただけると思う。これからやっていかなければいけないことに対して、中に入って一緒にやっていただけると、PTAも一緒に考えていただいたり、参加していただいたりすることで、何が問題か見ていただけると思う。今後そういった形で実際に入っていたいただいた方の声を吸い上げていくような形をとっていくとほんとうによくなっていくのかなと思った。

教育長

ありがとう。ほかに、いかがか。

よろしいか。では、また後で、もしあればおっしゃっていただければと思う。

関連して、この計画(素案)の中にも出ているが、保育園の待機児童の問題や、学童クラブの待機児童の問題など、さまざま出ている。具体的には、今日の報告のうち、番と番には学童クラブに関する案件、また番と番に保育所に関する案件がある。これも関連すると思われるので、ほかの案件に先立ってそちらを先に報告させていただきたい。大変恐縮だが、まず報告と学童クラブに関する案件を取り上げたいと思っている。資料7と8をご用意いただければありがたい。これについて所管課長から説明をお願いします。

子育て支援課長

資料に基づき説明

教育長

まず、学童クラブの待機児童が明らかになったということで報告すると同時に、夏休み期間中の受入れをこの8施設の学童クラブで行うという話であった。まず、この2つの案件について、いかがか。

外松委員

お伺いしたい。資料7の1番であるが、(2)の待機児童数で3年生が145人でかなり多いのだが、これはどのような状況か。前年、2年生だったわけで、この春から3年生になっているのだが、このように3年生の待機児童が増えている理由は何か顕著なものがあるのか。

子育て支援課長

特段、3年生について特徴的なことがあるとは考えていない。今ご指摘にあったように学童クラブを使われる方は、1年生から順次継続的に利用されている方が多い。入室の際に指数化して優先順位をつけているので、そのような判断の中でたまたま3年生の方が多かったという要素もあるかもしれない。しかし、3年生が多いという大きな原因は特段にないと思っている。

外松委員

わかった。

坂口委員

資料8はどういうことか、具体的な施設なのか。2のところの「ランドセル来館ができる施設がない」というのは、何がないのか。ランドセルを置く場所がないのか。

教育長

この辺は確かに、わかりづらいところである。かみ砕いて説明していただきたい。

子育て支援課長

この学童クラブの夏季期間中の緊急対応は、要するに、ほかで児童を受け入れる施設などがない場合に緊急的に受け入れるというスタンスをとっている。ランドセル来館とは、具体的には、児童館や地区区民館に児童がランドセルをせおって来館するということで登録しており、そこで夏休み期間中も過ごすことを指す。この緊急受入は、そのような児童は除いている。

要するに、基本的にどこにも行く場所がない待機児童をこの事業で受け入れたいという形である。

坂口委員

通常、夏休みはランドセルは持たないと思うが、ランドセルを持って行くのか。

子育て支援課長

ここでのランドセル来館では、ランドセルは持っていかない。要するに自宅近くで通常使える児童館としてランドセル来館ということで登録しているので、夏休みもそちらで過ごすことができるという内容である。わかりにくくて恐縮なのだが、この夏季緊急受入から除かれているということである。

教育長

ほかに行き場所がある子供については、そちらを使ってほしいということである。子供たちの行き場所がない地域については、ここで緊急受入を行って、学童クラブに来てもらおうということか。

子育て支援課長

はい。

教育長

普段、待機児童がいるのに、なぜ夏休みは受入れが可能なのかということがよくわからない。

子育て支援課長

それについては、夏休みは比較的欠席率が高くなる。

教育長

欠席者の分の空きが出てくるから、それを使って受け入れるということか。

子育て支援課長

はい。

教育長

今後はそのあたりをわかりやすく表現できるよう、工夫したほうがよいかもしれない。課長は全部わかっているから、普通に聞いてもわかるが、これは非常にわかりにくい。

子育て支援課長

今後、資料のつくり方を工夫したいと思う。

教育長

工夫をお願いします。ほかに、いかがか。

外松委員

感想である。今のように待機児童になっている子供たちは日ごろ、工夫しながら放課後を過ごしているかと思うが、夏休みなどは保護者が勤務していたら朝から夕方までということになる。このような受入れがあるということは、保護者にとっては心強くて安

心、安全ということになると思う。最後、5番のところの実施体制に、「利用希望人数に応じて臨時職員も増員する」とあるので、これで安心かなと思う。よろしく願います。

こども家庭部長

大変、ご心配をおかけしている。学童クラブの問題は、結果的に保育所に行っていた子供たちが小学校に入学した後も保育を必要とするということで出てくるわけである。私どもとしては、やはり保育所と違って、学校の子育ての中で解決を個々にしなければいけないという課題があり、そういった意味では、学童クラブの難しさがそこにある。待機児童がいる一方で、300名の空いている学区もあるわけで、隣の学区だったら空いているというわけにもいかないという学童クラブなりの難しさがある。

私どもとしては、今、行っているねりっこクラブを早急に拡大することを目指している。それまでの間にできる限り、この夏休みの緊急受入、後ほどの案件にも出てくるが、夏休みの居場所づくり、それから平日においては学校応援団ひろば事業の活用等、さまざまな方法を用いて、できる限りこの学童クラブの待機児童の解消を図っていきたいと思っているので、よろしく願います。

教育長

よろしいか。それでは、学童クラブについては、これで終わらせていただく。次に、保育園についてである。資料10と資料11を続けて説明させていただきたい。では、説明をお願いします。

こども家庭部長

資料に基づき説明

教育長

資料11も続けてお願いします。

保育計画調整課長

資料に基づき説明

教育長

大分前から教育委員の皆様方にはご心配もかけていた保育所の待機児童の問題について、ようやく数字が固まった。これに基づき、同時に保育所待機児童ゼロ作戦という1つの緊急対策を打って出るということの報告をさせていただいた。ご意見、ご質問をお寄せいただければと思う。いかがか。

坂口委員

資料11の1ページの3(2)1歳児1年保育について。1歳児は、500人分の枠が増えるということである。これは1年以内に限定して、月単位で最長年度末までと書いてあるが、これは1年間だけ預かって、その後、2年目はどうなるのか。

保育計画調整課長

これについては、各年齢で預かっている部屋、スペースとは違ったところで、先ほど申し上げた空き教室なり、遊戯室なりといったスペースを活用して、何とか児童を預かることができないかということで、もともと一時預かりとあって在宅のサービスの中で預かるようなサービスを今、75園あるが30園程度の私立保育所などで行っている。ただ、実情を聞いてみると、なかなか稼働率が上がっていないような園もある。そういった施設のスペースも活用できないか、あわせて、各年齢で預かっているスペースとは別の場所に専用スペースを設け、区立保育所でも空いている部屋があれば活用できないかということが発想になっている。

そこで、私どもも活用するに当たっては、今、委員からご指摘があったが、まず1歳児に待機児童が集中しているので、ここに定員枠を充てていきたい。あわせて、持ち上がりといったことを保障していく。当然専用室は1室なものだから、この2歳児の専用室なりスペースなりをどう活用するのかという問題がある。また、2歳児に枠を充ててしまうと1歳児の枠が少なくなってしまう。いわゆる1部屋の中で、当然、面積基準を守りながらということになってくると受入人数は限定されるところがある。今回、わかりやすく、思い切って、待機児童が出てきたお困りの方に対して、特に1歳児がやはり非常にお困りだろうというところを受けて、1歳児に限定して、なおかつ期間も1年ということにさせていただいた。

当然、そのお預かりする期間に、保育所でその次の受入先についてのご相談も受けながら、十分な配慮をしていきたいと思っている。

教育長

2歳児以降の受入れについても十分相談を受けながら行う必要がある。次から次へと1歳児が入ってくるため、施設の性格上、1年以上実施することは難しい。

こども家庭部長

今回のゼロ作戦をつくるに当たり、私どもはある意味ではいろいろな施策を試行錯誤しながらやってきた。例えば、0歳から5歳までのお子さんのフルセットの保育所をオーソドックスに正攻法でつくるとすると、どうしてもやはり各年齢にそれなりの定員を割かなければならない。練馬区においては既に3歳、4歳、5歳児については充足が一定程度されているし、練馬こども園という新機軸も出させていただいた。ところが、どうしても3歳児以降もつくらなければいけない。

今回、練馬こども園によって、私どもは0歳、1歳、2歳児という一番欠乏しているところにつくることができるようになった。逆に1歳児だけが多いわけであるが、1歳児をつくると次の年に2歳児に上がったときの部屋がない。結局、2歳児になって路頭に迷うということが起こるわけである。そうすると、今のところはいっぱいにはならないけれども、2歳児の部屋も一定程度ゆとりを持たせないといけない。その年度はいっぱいではないけれども来年のための施設整備として、どうしても学年進行を考えざるを得ない宿命がある。

そのような中において、私どもは、既存の施設が使えないかということのを改めて考えたところである。今回の既存施設の活用、定員枠の拡大、1歳児1年保育はそのような話の中から出てきたものであり、これにより資料11にある1歳児という、一番欠乏しているところにそのゼロ作戦の半分、500人分を割けるということが実現したわけである。

他の自治体においては2,000人や2,200人の整備をするという新聞報道がされている。私どもはおとし1,300人規模の保育所の整備をしたが、どうしてもオーソドックスにつくった場合には欠乏しているところに重点的に焦点を当てるのが難しいという問題がある。

他団体に比べると、1,000人という規模はそんなに多くないように映るわけだが、実効性という点では、私どもはこれは自信を持ってつくった作戦であると思っている。

坂口委員

実際に空き教室や空き施設とは、具体的にどのようなところを考えているのか。

保育計画調整課長

まず、区立については、2カ所ほど遊戯室が活用できるのではないかと、今、調整している。また、先ほど申し上げたように、区立の幼稚園については3カ所とも空き教室をご相談させていただいており、何とか活用できるのではないかと考えているところである。今後、各施設から事情等々の話を聞きながら精査していくが、先ほど部長が申し上げたように実効性のある計画、当初の方針のとおり来年4月にゼロを目指すという計画である。

教育長

ほかに、ないか。

外松委員

感想になるが、保育園に預けたい方は自宅の近くや、通勤のためにほかの駅近くを希望するため、なかなかニーズに合致させていくことは大変だと思う。ご苦労も多いかと思うが、よろしく願います。

それと、別件でお聞きしたいのだが、例えば、第2子が生まれて、第2子も保育園に入れたけれども、第1子と別々の保育園になっている。しかも、その保育園が、住まいからかなり離れているような場合は、翌年に向けてどちらかの保育園に希望を出すということは可能なのか。

こども家庭部長

保育の問題なので、私からお答えする。まず1点目は、どうしても希望する保育所に入れず、上の子供と違う保育園に入らざるを得なかったという方々が若干ながら出てきている。その方々についてはひとまず入園しているが、翌年に向けて転園といって、転校してお兄さん、お姉さんと同じ園に行くとか、逆にお兄さん、お姉さんが下の子供の

園を希望するという例が多々出てきている。

その申請ももちろん今回の申請件数にも入っているのだが、なかなかこの統計は難しい。おととしのケースでは、兄弟で一緒に行けた方々は約8割である。逆に言えば、2割の方々は残念ながら別々の園に通わざるを得ない状況がある。どうしても保護者会や運動会、園行事などが全部ばらばらなので、2つ別々にかけ持ちをしなければいけないという不便はおかけしている。

器が少ないものだから、そのような状態はあるわけだが、このように待機児童をできる限り減らしていったって、さらにゆとりを持たせることによって、何とか希望がかないやすいような状況をつくっていきたいと考えている。

いずれにしても、この作戦が進めば、やりくりができる体制は、少しずつさらに高まっていくものと考えている。

外松委員

よろしく願います。

教育長

今の外松委員の問題も、結局は待機児童が発生しているからそのような問題が起きるのであって、根本的には待機児童をなくせば当然なくなるわけである。やはり、その辺のところは抜本的な対策を作っていかなければならない。

ほかに、いかがか。よろしいか。

それでは、この保育園の問題はこれでひとまず終わらせていただく。

次の案件だが、少し戻って報告の 番である。実はこの報告の 番は次の 番の報告に基づいて出している内容である。したがって、先に報告の 番についてご説明をいただき、その後続けて 番についてご説明をいただきたいと思う。質疑は 番と 番が終わってからまとめてお受けしたいと思うので、よろしく願います。

それでは、先に報告の 番について説明をお願いします。

学務課長

資料に基づき説明

教育長

続いて、資料3をお願いします。

教育施策課長

資料に基づき説明

教育長

まず、資料4で、今回5月1日現在の児童・生徒数、学級数、特別支援学級の様子等々がわかったということで、ご報告をさせていただいた。これを全段見渡してみて、区立学校の適正配置の検討をしていかなければいけない。このため、新たに検討委員会を立

ち上げるといふことで、今これを、資料3でご報告させていただいた。資料3と資料4をあわせて、ご質問、ご意見があればお寄せいただければと思うが、いかがか。
合わせると400人ぐらい児童数、生徒数は減っただろうか。

学務課長

資料4の1ページ目に記載している数は、区立学校への入学者数である。
先ほど説明した2ページで、その年によって私立や国立等に入る子供の数が若干違うのは、単純に練馬区の子供の数の増減と一致しているわけではないということをご理解いただきたい。

教育長

なるほど。いかがか。
資料4の5ページについて、光が丘第四中学校が、中学校で初めて単学級が発生してしまった。しかも24人という数字である。我々としてはこれは看過できないと思っている。
毎年話題になる旭丘小学校は、相変わらず今年の1年生も単学級であった。新たに光が丘第八小学校も今年の1年生は単学級であった。
そのような状況も踏まえながら、適正配置の検討委員会を立ち上げざるを得ないと思っている。先ほど区政改革の報告に載っていたが、これは極めて重要な案件である。

外松委員

教育長も、今おっしゃっていたが、資料3の2番で過小規模校と過大規模校がそれぞれあり、特に過大規模校のほうは小学校は許容範囲が19学級から24学級ということである。そうすると今、ざっと見させていただくと、許容範囲を超えているのは中村小学校のように26学級というとても大きい学級数であり、とりあえずは「中村小学校はそうなのだなあ」と思う。また光和小学校も24学級であり、高松小学校と仲町小学校も23学級なので、いよいよ大変だなと、感じている。
小規模校では前から言われている旭丘小学校と、新たに光が丘第八小学校があり、また、豊玉第二中学校と豊溪中学校も過小規模校となっている。ほんとうに緊急の課題なのだと感じている。

教育長

ありがとう。ほかにいかがか。

長島委員

中村小学校の922人に対し、中村中学校が489人なのだが、この辺はどうなっているのか。

学務課長

中村小学校と中村中学校の関係であるが、学区の妙ということになる。中村小学校

自体は全て中村中学校に、学区域としては含まれている。中村中学校自体については、中村西小学校を含め、中村西小学校と中村小学校が合わせて中村中学校の学区域になるという関係にある。また、小学校から中学校に上がるときに私立中学校などの公立中学校ではないところに入っていく子供の数の減などや、中学校の選択制度などの事情によってこのような数に最終的になる。

長島委員

うまく分散するわけだね。

教育長

例えば、今、中村小学校の今年の6年生が141人いるわけで、これが全員、中村中学校に行ったとしても、中村中学校はたしか157人である。幾らか抜けて中村中学校に行っている。中村小学校のほかに、中村西小学校からも中村中学校へ行くから、その差分は、おそらく国公立学校に行っているのだろう。

ほかに、いかがか。

中村小学校は教室が不足しており危機的な状況なので、区としても本腰を入れて行っていかなければいけないとは思っている。仲町小学校も急激に増えているし、高松小学校もそうだ。

やはり、少ないところと多いところに二極化する傾向もあるので、早めに適正配置の考え方をまとめていかないといけないということで検討委員会を立ち上げる。

よろしいか。では、適正配置の検討委員会については、また適宜、教育委員会にも報告をいただきたいと思う。

今日の予定だが、11時半から授業の視察という予定になっている。案件表をごらんいただきたい。教育長報告のうち、番、番、番の3つは次回にさせていただきたいと思う。事務局はそれで問題ないか。

事務局

はい。

教育長

では、そうさせていただきたいと思う。

では、次に報告の「その他」をお願いする。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

これは、これでよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

では、その他の 番、練馬区における幼保小連携の推進についての冊子に関して説明をお願いします。

教育施策課長

4月22日の教育委員会でご報告した、練馬区における幼保小連携の推進についての冊子ができたので、配付させていただきました。

教育長

内容についての説明は既に終わっているので、お目通しをいただければと思っている。それでは、今日の審議はここまでとさせていただきたいと思う。委員の皆様から、何かあるか。よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、この後は視察である。本日のこの定例会は、視察の終了をもって閉会とさせていただきます。